

みんなの幸せを叶え やさしさでつながるそうじゃ

第3次総社市地域福祉活動計画



社会福祉法人 総社市社会福祉協議会



本冊子は、赤い羽根共同募金配分金の一部を利用して発行しています。

も く じ

| | | |
|-----|-------------------------------|-----|
| 第1章 | 計画策定にあたって | |
| | 1. 計画策定の背景 | 6 |
| | 2. 地域福祉とは | 7 |
| | 3. 計画の位置づけ | 8 |
| | 4. 計画期間 | 9 |
| 第2章 | 総社市の地域福祉の現状と第2次総社市地域福祉活動計画の評価 | |
| | 1. 総社市の現状 | 1 2 |
| | 2. 総社市の地域福祉の現状 | 1 3 |
| | 3. 第2次総社市地域福祉活動計画の評価について | 1 4 |
| | (1) 地域福祉に関する意識調査の実施 | 1 4 |
| | (2) 第2次総社市地域福祉活動計画評価ワークの開催 | 1 4 |
| | (3) 6つの活動目標ごとの評価 | 1 6 |
| | 4. 第2次総社市地域福祉活動計画の評価のまとめ | 2 4 |
| 第3章 | 計画策定の経過 | |
| | 1. 総社市地域福祉活動計画策定委員会の設置 | 2 8 |
| | 2. 職員プロジェクトチームの設置 | 3 0 |
| | 3. 計画策定の体制 | 3 1 |
| 第4章 | 計画の基本方針 | |
| | 1. 基本理念 | 3 3 |
| | 2. 基本目標 | 3 3 |
| | 3. 計画の体系図 | 3 4 |
| | 4. 第3次総社市地域福祉活動計画の方向性（改定の考え方） | 3 5 |
| | 5. 第3次総社市地域福祉活動計画と活動目標のつながり | 3 6 |
| | 6. 活動目標 | 3 7 |
| 第5章 | 計画の推進体制 | |
| | 1. 本会の推進体制 | 4 6 |
| | 2. 計画の周知 | 4 7 |
| | 3. 計画の進行管理と評価 | 4 7 |
| | (1) 進行管理 | 4 7 |
| | (2) 評価の基本的な考え方 | 4 8 |
| | (3) 評価の主体と役割 | 4 8 |
| | (4) 今後のスケジュール | 4 8 |
| 資料編 | | |
| | ・総社市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿 | 5 1 |
| | ・本会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 | 5 2 |

はじめに

このたび、本会では、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 次総社市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今日、私たちの社会は、少子高齢化のさらなる進展や人口減少により、地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。生活困窮や社会的孤立、8050 問題、ヤングケアラーといった課題はより深刻さを増し、制度の狭間にある複雑な問題が、私たちの「ふだんの暮らし」の中に依然として存在しています。

私たちはこれまで、平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症といった幾多の困難を、地域の皆様とともに乗り越えてきました。こうした経験を経て今、改めて求められているのは、制度だけでは解決できない課題に対し、世代や分野の垣根を超えて支え合う「地域共生社会」のさらなる深化です。

本計画では、第 2 次計画の精神を継承し、基本理念「みんなの幸せを叶え やさしさでつながるそうじゃ」のもと、地域住民の皆様、行政、関係機関が一体となり、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりの「道標（みちしるべ）」として、一歩ずつ着実に取り組みを進めてまいります。

実施にあたっては、総社市の「地域福祉計画」との緊密な連携・協働を図り、市民一人ひとりが「地域でのふだんのくらしのしあわせ（地域福祉）」を実感できるよう、職員一丸となって邁進する所存です。皆様には、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた策定委員の皆様、地域福祉に関する意識調査にご協力いただいた市民・関係者の皆様に、未来への決意を込めて心より感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会
会 長 風 早 昱 源

第3次総社市地域福祉活動計画の策定にあたって

この度、総社市地域福祉活動計画を策定することができました。地域福祉活動計画は、総社市社会福祉協議会の策定する計画ではありますが、地域の方々と共に歩いていくことが大切です。

現在、新型コロナウイルス感染症もピークを去り、また AI などの科学技術も急速に発展し、人間の生活が大きく変化してきています。生活の大半をバーチャルな空間に奪われつつあるのが現状です。一方で地域社会を見渡せば、社会的な孤立をはじめとして、地域住民の地域福祉ニーズは高まっています。孤独死、8050 問題、ヤングケアラー、自殺、生活困窮、孤独・孤立などと地域福祉ニーズを示す言葉は増加し、多様化してきています。

これまでのように地域福祉の課題は「地域で解決してください」ということが難しくなっているのも事実です。公的な枠組みと連携を図りながら、地域住民の主体的な活動を支えつつ、そのような地域福祉ニーズを一つでも多く解決していくために、地域福祉活動計画を継続していくことが重要であると考えます。急速に変化する現代社会のなかで 5 年先を見据えるのは極めて困難な状況ですが、「人と人がつながりあいながら生活を支える」という基本的な考え方をいかに継続していくかが重要であると考えます。

本計画の特徴は、第一に、第 2 次計画の枠組みを継続しながら、評価の結果課題が見られた項目を抽出し、それらの点に重点を置いていることです。第二に、第 2 次計画の評価の中で課題として挙げられた計画の「評価体制」について、本計画では評価の主体として「評価委員会（仮称）」を明記し、評価を進める体制を確立したことです。本計画の取り組み内容が客観的に評価され、またその後の地域福祉活動につながっていくことが期待されます。

最後になりましたが、第 2 次計画の評価にあたり、多くの総社市民の方々に調査にご協力いただき、また策定委員会委員の皆様方には 4 回の会議出席を含め、多大なるご尽力を頂きましたこと、心より御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

総社市地域福祉活動計画策定委員会
委員長 岩満賢次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

全国的に少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、困窮・虐待・社会的孤立・8050問題など福祉課題も複雑化・複合化しています。さらに近年では、ひきこもりやヤングケアラーなど生活上の問題が重なり、多方面から包括的な支援を必要とする人が増えています。

このような状況の中、国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。そして、具体的な取り組みを進めるため、令和3年4月の社会福祉法の改正において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために包括的な支援体制を構築するため「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

総社市（以下、「本市」）においても、「福祉王国プログラム」に基づく本市独自の福祉政策の展開に加え「重層的支援体制整備事業」の実施や「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築、「第2次総社市地域福祉計画（以下、地域福祉計画）」の策定など「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

第3次総社市地域福祉活動計画（以下、「本計画」）は、第2次総社市地域福祉活動計画（令和5年度～令和7年度）を見直し、地域福祉計画に定められた「総社市が目指す将来像と施策の推進」をふまえて、本市の地域の強みを生かした「地域共生社会」を実現するために策定することとしました。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての住民が自分の住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きとした生活を送るために、地域住民と地域関係者がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取り組みのことをいいます。

地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

■ 地域福祉を支える5つの力



社会福祉協議会とは

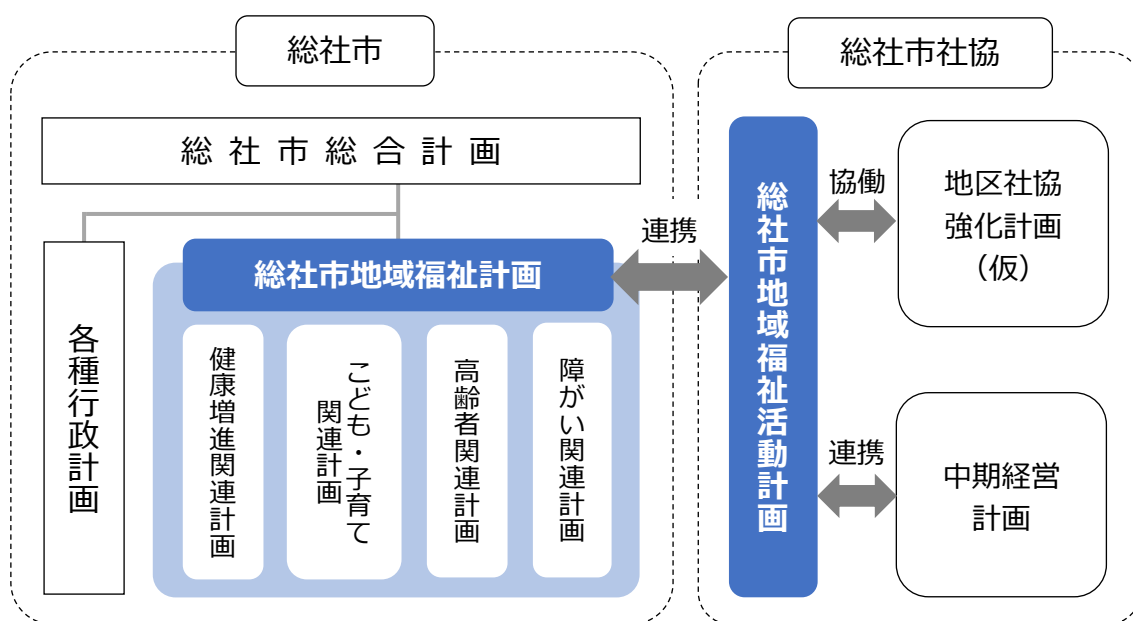
社会福祉協議会とは、社会福祉法人格をもった民間の福祉推進団体です。地域において住民が主体となる住民組織と公私の社会福祉に関する活動を行う関係等により構成され、地域における保健福祉上の諸課題を計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」を目的とした地域福祉の推進を使命とする組織です。

3. 計画の位置づけ

本市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画です。本市の最上位計画である「総社市総合計画」を基盤とし、福祉に関する各個別計画の上位計画として位置づけられています。また、各個別計画の横断的・包括的な計画であり、「地域共生社会」の実現に向けた施策計画です。

本計画は、総社市社会福祉協議会（以下、「本会」）が地域住民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者、行政などと相互協力し、地域での「支え合い」や「助け合い」の構築など具体的な実現に向けた活動・行動計画です。両計画は、本市の地域福祉の推進という共通の目標を有しています。

また、今後、本会が策定を検討している、本会の使命や経営理念を明確にする「中期経営計画」及び各地区社協が抱える地域課題の解決を図るため、地域住民自らが取り組む内容や方針を定める「地区社協強化計画（仮）」とも連携を図りながら計画を進めます。



4. 計画期間

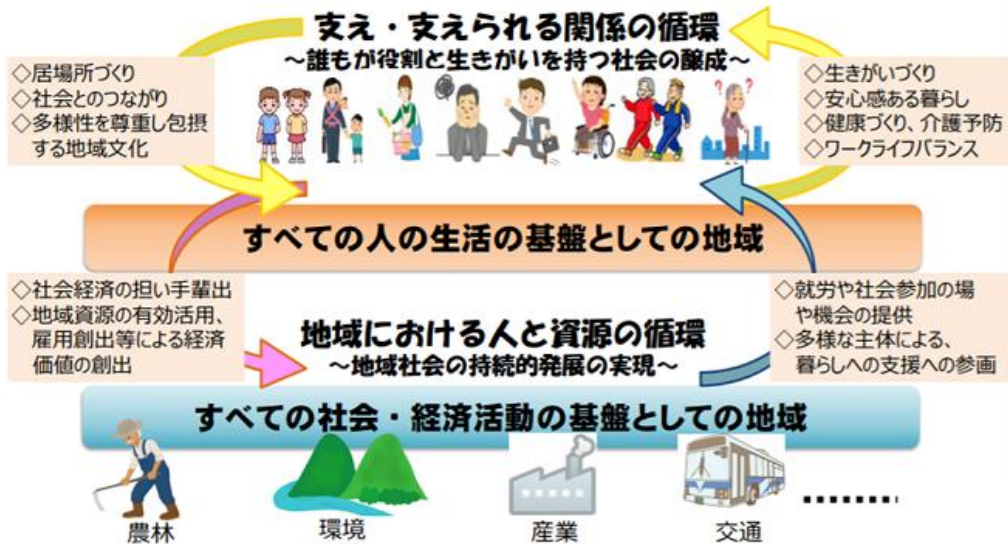
令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）

本計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。ただし、社会状況の変化や法・制度改正があった場合には随時見直しを行います。

| 計画名 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|-----------------|--|---------|----------|----------|----------|
| 総社市 地域福祉活動計画 |  | | | | |

地域共生社会のイメージ

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



(厚生労働省資料より)

**第2章 総社市の地域福祉の現状と第2次総社市地域福祉活動計画
の評価**

1. 総社市の現状

本市の人口は、令和7年で69,450人となっています。その中には、ベトナム、ブラジル、中国などの外国人登録者も1,947人含まれており、総人口の2.8%を占めています。

高齢化率は、28.5%となっており、全国29.3%、岡山県30.7%（令和7年国勢調査）と比較すると、低い数値となっています。一方で、市内の山間部では、50%を超える地区もあり、中心部との格差は広がっています。

| 項目 | 令和4年 | 令和7年 |
|----------------|----------|----------|
| 人口 | 69,611人 | 69,450人 |
| 外国人登録者 | 1,571人 | 1,947人 |
| 世帯 | 29,062世帯 | 28,433世帯 |
| 65歳以上人口 | 19,855人 | 20,068人 |
| 高齢化率 | 28.5% | 28.9% |
| ひとり暮らし高齢者 | 2,563人 | 2,563人 |
| 介護保険認定者 | 3,761人 | 3,913人 |
| 高齢者世帯 | 8,173世帯 | 8,280世帯 |
| 身体障害者手帳保持者 | 2,135人 | 2,069人 |
| 療育手帳保持者 | 577人 | 593人 |
| 精神障害者保健福祉手帳保持者 | 453人 | 508人 |
| ひとり親世帯 | 460世帯 | 434世帯 |
| 生活保護受給世帯 | 316世帯 | 340世帯 |
| 町内（自治）会数 | 396組織 | 396組織 |
| 小学校区数 | 15区 | 14区 |
| 中学校区数 | 4区 | 4区 |
| 地区民生委員児童委員協議会 | 16地区 | 18地区 |

（各年4月1日現在）

2. 総社市の地域福祉の現状

本会の基本理念である「すべての住民が、自分の住み慣れた地域で、自分らしく、生き生きと、豊かに暮らせる ふれあい 助けあい 支えあいのある 住民主体の福祉コミュニティの実現」のため、以下の掲載団体等と連携・協働し、「地域でのふだんのくらしのしあわせ（地域福祉）」をめざして取り組んでいます。※主な活動が福祉に関する団体等を掲載しています。

(1) 地域のつながり【人材】

■ 民生委員・児童委員（126 人／18 地区）

■ 主任児童委員（32 人／16 地区）

■ 福祉委員（588 人／16 地区）

■ 子ども福祉委員（24 人／3 地区）

■ にここサポーター（110 人）

■ ひきこもりサポーター（105 人）

■ 福祉学習（延 2,523 人／58 回）

■ 市民後見人（25 人）

■ ボランティア（65 団体）

■ 地区社会福祉協議会（16 地区）

(2) 地域の居場所・つながる地域づくり【地域づくり】

■ ふれあいサロン（200 か所：高齢 193 か所／障がい 2 か所／子育て 5 か所）

■ ボランティア（65 団体）

■ 子ども食堂（9 か所）

■ 居場所「ほっとタッチ」

■ 居場所「ほっとタッチぽえむ」

(3) みんなで支え合う【財源】

■ 社協会費（加入率 51.5%）

■ 共同募金（達成率 74.7%）

■ 日赤活動資金（協力件数 11,300 件）

（令和 8 年 1 月 1 日現在）

3. 第2次総社市地域福祉活動計画の評価について

本計画を策定するにあたり、第2次計画を評価するために、地域住民及び社協での調査及び評価を行いました。

(1) 地域福祉に関する意識調査の実施

地域福祉に関する意識及び実態、地域福祉活動への参加状況などを把握し、「みんなのできること」の評価資料とすることを目的として実施した。

| | |
|-------|--|
| 調査対象者 | 各圏域ケア会議委員、福祉委員、ボランティア協議会、 にこにこサポーター、ひきこもりサポーター |
| 調査期間 | 令和7年9月24日(水)～令和7年12月1日(月) |
| 調査方法 | 地域の方々が集まる会議や研修等に本会職員が出向き、 説明を行った上で調査のご協力をいただいた。 |
| 回収結果 | 339件 |

※調査の詳細は、「第2次総社市地域福祉活動計画評価報告書」をご覧ください。

(2) 第2次総社市地域福祉活動計画評価ワークの開催

1. 目的

第2次総社市地域福祉活動計画における「市社協に求められる役割」について職員間で共有し、評価を行う。

2. 日時 令和7年10月23日(木) 17:30～19:30

3. 場所 総社市役所 1階 チュッピーホール

4. 参加 本会職員(33人)

5. 講師 岡山県立大学保健福祉学部現代福祉学科 教授 岩満賢次氏
(総社市地域福祉活動計画策定委員会 委員長)

6. 内 容

- ① 「地域福祉活動計画」とは
- ② 「計画策定の趣旨説明（2次計画及び3次計画の展望について）」
- ③ 【グループワーク】「第2次総社市地域福祉活動計画の評価について」
 - ・ 6つの活動目標について評価シートを用いて職員間で評価を行う。
 - ・ 検討の場を通じて多様な意見から取り組みの具体化を図る。

7. 評価基準

| 評価 | 区分 | 考え方 |
|----|-------|-----------------------------|
| A | 達成 | 取組は総合的に概ね良好で、実施できている。 |
| B | 現状維持 | 取組の一部が未実施だが、随時取組の見直し等を行い継続。 |
| C | 協議・検討 | 検討は、行っているが取組については、未実施。 |
| D | 未実施 | 未実施。 |



(3) 6つの活動目標ごとの評価

◎みんなのできることにに対する調査結果

活動目標1 助け合い・支え合いのある地域づくりの推進

| | はい | 割合 | いいえ | 割合 |
|---------------------------------|------|-----|------|-----|
| 自分たちの住んでいる地域に関心を持っている。 | 319人 | 94% | 20人 | 6% |
| 日常のあいさつから顔なじみを増やしている。 | 293人 | 86% | 46人 | 14% |
| 交流の場を増やし顔の見える関係をつくっている。 | 225人 | 66% | 114人 | 34% |
| 地域の強みや社会資源を活かした助け合いの仕組みをつくっている。 | 143人 | 42% | 196人 | 58% |

活動目標2 断らない相談支援体制づくり

| | はい | 割合 | いいえ | 割合 |
|----------------------------|------|-----|------|-----|
| 地域の気になる方に声かけや見守りをしている。 | 237人 | 70% | 102人 | 30% |
| 身近な地域の「気づき」をひろげている。 | 184人 | 54% | 155人 | 46% |
| 身近な相談窓口の情報を地域で共有している。 | 164人 | 48% | 175人 | 52% |
| 支援が必要な人を把握し、相談支援機関へつなげている。 | 137人 | 40% | 202人 | 60% |

活動目標3 ネットワークづくりの推進

| | はい | 割合 | いいえ | 割合 |
|---------------------------------------|------|-----|------|-----|
| お互いの地域活動を知っている。 | 167人 | 49% | 172人 | 51% |
| 日常のあいさつや声かけを通じてつながりのある地域をつくっている。 | 267人 | 79% | 72人 | 21% |
| 専門職や相談支援機関等と一緒に、地域課題解決のための取り組みを考えている。 | 103人 | 30% | 236人 | 70% |
| 団体の強みを活かした事業を実施している。 | 122人 | 36% | 217人 | 64% |

◎みんなでできることに対する調査結果

活動目標 4 居場所づくりの推進

| | はい | 割合 | いいえ | 割合 |
|--|-------|-----|-------|-----|
| 行きたくなるような居場所（ふれあいサロン・地区社協行事など）について話し合っている。 | 171 人 | 50% | 168 人 | 50% |
| 家族や仲間と居場所（ふれあいサロン・地区社協行事など）へ参加している。 | 172 人 | 51% | 167 人 | 49% |
| 身近にいる地域福祉活動をしてもらえそうな人に積極的に声をかけている。 | 127 人 | 37% | 212 人 | 63% |

活動目標 5 地域福祉活動の情報発信

| | はい | 割合 | いいえ | 割合 |
|-----------------------------|-------|-----|-------|-----|
| 回覧板や地域の会議の場を活用し、情報発信を行っている。 | 200 人 | 59% | 139 人 | 41% |
| 市社協と連携して情報発信を行っている。 | 139 人 | 41% | 200 人 | 59% |
| 地域福祉活動に関心のある方を市社協につなげている。 | 77 人 | 23% | 262 人 | 77% |

活動目標 6 福祉にふれるきっかけづくり

| | はい | 割合 | いいえ | 割合 |
|-----------------------------|-------|-----|-------|-----|
| 家族や仲間と福祉に関する講座に参加している。 | 159 人 | 47% | 180 人 | 53% |
| 地域福祉活動に参加し、福祉にふれる機会を増やしている。 | 235 人 | 69% | 104 人 | 31% |
| 世代を超えて参加できる行事やイベントを企画している。 | 102 人 | 30% | 237 人 | 70% |

◎社協に求められる役割に対する内部評価結果

活動目標 1 助け合い・支え合いのある地域づくりの推進

| | | |
|--------------|---------------------------------------|-----------|
| 目標達成のための基本方針 | 誰もがいきいきと暮らせる助け合い・支え合いのあるあたたかい地域をめざします | 総合評価 B |
|--------------|---------------------------------------|-----------|

実施項目の評価

| 市社協に求められる役割 | 評価 | 今後の課題及び方向性 |
|-----------------------------|----|---|
| 福祉委員活動の充実・推進を図る。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 子ども福祉委員が誕生した地域もあるが、広げていくことが困難な地域もあり、地域の実情を確認しながら子ども福祉委員の浸透について検討する。 地区福祉委員会の活性化を支援する。 今後も新任福祉委員の増加が予想されるため、福祉委員についての共通理解の仕組みを検討する。 |
| ボランティアセンターを通じた人と人との交流を促進する。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの認知度をあげるため、ボランティア情報の集約及び有効な情報発信を行う。 各年代別及び目的別の広報手段を検討する。 ボランティアの活動希望者、受け入れ側双方がボランティアについて理解し、活動できる体制を整備するため、ボランティアについて共通理解が図れる仕組みづくりを検討する。 養成講座などの機会を通じてボランティア活動に関心をもつきっかけづくりを図る。 定年後の活動の1つとして、ボランティアを広く周知を行う。 |
| 地域住民が住んでいる地域について考える機会を設ける。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 地区社協活動を社協だよりだけでなく知っていただく方法を検討する。 次世代の担い手不足が懸念されている。持続可能な地区社協活動ができる方法を検討する。 若年層の参加が少ない。 |
| 生活支援体制整備事業を推進し、生活課題の解決を図る。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ターゲットを絞った担い手の確保。若者層や定年前の現役世代など新たな担い手につながる手法を検討する。 協議体にて、生活課題の再確認を行い、課題解決型（プロジェクト、ワーキング）の仕組みを検討する。 |

◎社協に求められる役割に対する内部評価結果

活動目標 2 断らない相談支援体制づくり

| | | |
|--------------|---------------------------------------|-----------|
| 目標達成のための基本方針 | 地域の中にある、あらゆる困りごとや相談を受け止め、解決に向けて取り組みます | 総合評価 B |
|--------------|---------------------------------------|-----------|

実施項目の評価

| 市社協に求められる役割 | 評価 | 今後の課題及び方向性 |
|------------------------|----|---|
| 地域のアンテナ役を増やす。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉委員活動が継続できるように調整をしていく。アンテナ役の負担意見がでているので、参加しやすい日程での会議やイベントが必要である。(地域活動の周知) 相互につながりや共通認識をもつことができる場が必要である。(研修後に確認など) 地域の実情を確認しながら子ども福祉委員の拡大について検討する。 |
| 地域に出向き、地域課題を把握する。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 今まで以上に他職種、地域、行政と地域課題を共有していく活動が必要である。 地域の方々へ一方的な報告にならないようする。 相談支援課の職員は、地域の集まりの場へ参加する機会が少ない。地域共生推進課と連携し、個別支援から地域づくりにつながる取り組みを検討する。(エリアミーティングの検討) |
| 相談者に寄り添い、あらゆる相談を受け止める。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 職員の相談支援スキルの向上・他機関との関わり方が必要である。 |
| 相談支援機関同士の連携を促進する。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 多機関連携の必要性などの共通認識を行う。(各機関や職種の役割を知る) 多職種をどこまで広げていくのか。 |
| 横断的で切れ目のない相談支援体制を構築する。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 多機関との連携の上で、つなぐシートを活用する。 複数のセンターが関わる時には、役割分担や外部の支援機関と連携する。(連携に個人差がある) |

◎社協に求められる役割に対する内部評価結果

活動目標 3 ネットワークづくりの推進

| | | |
|--------------|--|------|
| 目標達成のための基本方針 | 多様な主体による地域課題解決活動を推進し、安心して生活できる地域をめざします | 総合評価 |
| | | C |

実施項目の評価

| 市社協に求められる役割 | 評価 | 今後の課題及び方向性 |
|---------------------------------------|----|--|
| ふくしネットそうじやと連携し「制度の狭間」にある福祉課題の解決に取り組む。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業及び社会資源により福祉課題の解決につながっている。今後の新たなニーズに対応できるよう、事業の見直しや新たな資源開発が必要である。 ・新たな福祉課題の解決に向けた、制度の狭間にあるニーズを把握し、提案する社協として役割（個と地域の一体的支援）の強化が必要である。 |
| 分野ごとのネットワークを整理し、横のつながりを推進する。 | D | <ul style="list-style-type: none"> ・各分野をこえた横のつながりが、なぜ必要なかをあらためて共通認識をもつ必要がある。 ・重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を通じて、各分野を超えた横のつながりを構築するための仕掛けに取り組む。 |
| 福祉課題の解決に向けて、必要なネットワークを構築する。 | D | <ul style="list-style-type: none"> ・CSWを中心に、福祉課題の把握とその解決に向けたネットワークを構築する。 ・地域アセスメントの実施やCSWと相談支援担当職員による事例検討を通じて、福祉課題の把握と、その解決のために必要な支援の仕組みや資源を検討する。また、そのために必要なネットワークを、地域や福祉分野に限らず、企業や機関との連携により構築につとめる。 |

◎社協に求められる役割に対する内部評価結果

活動目標 4 居場所づくりの推進

| | | |
|--------------|---------------------------------------|------|
| 目標達成のための基本方針 | 誰もがいきいきと暮らせる助け合い・支え合いのあるあたたかい地域をめざします | 総合評価 |
| | | B |

実施項目の評価

| 市社協に求められる役割 | 評価 | 今後の課題及び方向性 |
|--------------------------------|----|---|
| ふれあいサロン活動の充実・推進を図る。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・サロンの担い手が不足している。 ・新規参加者が減少している。 ・サロンは地域のニーズにどれくらい基づいているのか検証する必要がある。 ・適正な運営のための仕組みづくりや役割の共通理解が必要である。 |
| 子ども食堂の開設・運営支援を行う。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・未実施地区への立ち上げ支援が課題である。 ・助成金を積極的に活用するための仕組みづくりが必要である。 ・子ども食堂の魅力等の周知や助成金等活用等、支援者側の地域（実際に行っていただく側）への声掛けが必要である。 |
| 地域にある居場所を把握し、情報発信する。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン以外の居場所もマップ化する必要がある。 ・SNSを活用して若い世代へ周知していく必要がある。 ・サロン等の参加者の固定化、高齢化が課題である。 ・居場所での活動や居場所の活用の仕方を工夫する必要がある。 |
| 担い手のモチベーション向上や新たな担い手の養成・育成を行う。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・関心のない方々に対して関心を持っていただけるような工夫が必要である。 ・講座等への参加だけではなく、その後の活動に繋がるような仕組みづくりが必要である。 ・さまざまな内容の講座等があるので、同じ分野だけではなく、異分野との交流ができるような機会を作る。 |

◎社協に求められる役割に対する内部評価結果

活動目標 5 地域福祉活動の情報発信

| | | |
|--------------|---------------------------|-----------|
| 目標達成のための基本方針 | 地域福祉活動の情報を必要な人にわかりやすく伝えます | 総合評価 C |
|--------------|---------------------------|-----------|

実施項目の評価

| 市社協に求められる役割 | 評価 | 今後の課題及び方向性 |
|---------------------------------|----|---|
| ボランティアセンターの役割を広く周知する。 | C | <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座内容として基礎講座のみとなっており、実際の活動につながりにくい現状がある。課題解決のための専門講座の必要性など、実際の活動へつなげる仕組みについて整理する。 ・ 研修案内や事業報告等について、Facebook や公式LINE 等 SNS の特性に合わせた実用的な情報発信が行えるよう整理する。 |
| 社協だよりやホームページで事業報告や地域福祉活動の紹介を行う。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協だよりの記事が毎年度固定化してきている。 ・ 社協だよりの発行回数も考慮して、SNS、HP、社協だよりと各特性に合った記事内容（活動報告、研修、講演案内等）の精査をし、タイミングに合った情報発信の検討をする。 |
| SNS や報道機関を通じた積極的な情報発信を行う。 | C | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発信に時差があり、リアルタイムでの更新が少ない。更新頻度も事業によって差が生じている。 ・ 情報発信への認識の統一や、把握している依頼先等を社協内で共有し、積極的な発信に努める。 ・ SNS についてのユーザー層、時間など、各 SNS の特性に合わせた活用を行う。 ・ SNS 運用の見直しを図りつつ、情報発信（記事の作り方）の勉強会について検討する。 |

◎社協に求められる役割に対する内部評価結果

活動目標 6 福祉にふれるきっかけづくり

| | | |
|--------------|--|------|
| 目標達成のための基本方針 | 地域住民一人ひとりが福祉について関心を持ち、身近に感じられるよう取り組みます | 総合評価 |
| | | B |

実施項目の評価

| 市社協に求められる役割 | 評価 | 今後の課題及び方向性 |
|---------------------------------------|----|---|
| 多世代を意識した福祉教育を実施する。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野における、住民ニーズや関心事項を把握できていない。 ・福祉活動への参加意識が低い層に対してのアプローチ方法を検討する。 ・実施事業の評価や改善の検討が不十分である。 ・福祉学習において、当事者が参画できるプログラムが少ない。 ・子どもだけでなく、地域住民や企業を対象とした福祉教育のプログラムが不十分である。 ・学生の活動可能時期と地域活動の実施時期のずれが生じている。 |
| 研修や行事など誰もが福祉にふれられる場をつくり、福祉を身近に感じてもらう。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・住民が関心を持てるような仕組みづくりやきっかけづくりが不十分である。 ・広報物の周知方法を検討する。 ・養成講座の参加者が減少している。 ・各種研修会や実施事業などの参加者が固定化されている。福祉にふれる住民は限られている。 |
| 学校や企業と連携した福祉に関する取り組みを行う。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・社協会費（法人会員）の実績が減少している。 ・社協会費の事業内容や用途について、地域住民や企業等への説明が不足している。 ・企業への福祉事業への周知が不足している。 ・赤い羽根共同募金への企業や子ども達の参画を促進する。 ・グッズ作りを通じて、企業連携や周知啓発を図る。 |

4. 第2次総社市地域福祉活動計画の評価のまとめ

○活動目標1 助け合い・支え合いのある地域づくりの推進

地域住民による助け合い活動の推進において、住民の地域への関心について、94%の方が「はい」と回答しており、関心度は非常に高く、活動の基盤となる意識は醸成されています。

市社協では、福祉委員基礎研修の開催やガイドブックの見直しを行い、3地区で子ども福祉委員が活動しています。

一方で、福祉委員活動の広がりには地域差があり、地区福祉委員会の活性化や新任委員との共通理解を図る仕組みの検討が今後の課題です。

こうした課題を踏まえ、地域の実情に応じた福祉委員活動の充実を図り、住民主体の助け合い活動のさらなる推進が求められます。

○活動目標2 断らない相談支援体制づくり

地域の気になる方への声かけや見守りについては、70%の方が「はい」と回答しており、個別の声かけや見守りといった基本的な行動は、半数以上で実施されています。

市社協では、相談支援体制の強化として、障がい・生活困窮・権利擁護等を含めた包括的な体制を整備しており、相談件数は令和5年度の延べ23,226人から、令和6年度には延べ27,360人へと着実に増加しています。

今後の方向性として、相談支援スキルの向上に加え、地域共生推進課と連携した「地域づくりにつながる支援」の検討が求められます。

○活動目標3 ネットワークづくりの推進

日常のあいさつや声かけを通じてつながりのある地域づくりについて、79%の方が「はい」と回答しており、住民間では日常的な挨拶レベルのつながりは、維持されています。

市社協では、「ふくしネットそうじゃ」との連携により、食糧支援や住まいの確保など「制度の狭間」にあるニーズへ対応できています。

一方で、分野を超えた横のつながりについては具体的な取り組みが不足しており、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を中心とした地域アセスメントの実施と、多分野・多機関によるネットワーク構築が求められます。

○活動目標 4 居場所づくりの推進

家族や仲間と居場所（ふれあいサロン・地区社協行事など）の参加について、51%の方が「はい」と回答しており、居場所への参加は、半数が実施しており、まずは「参加者」としての土壌は一定程度醸成されています。

市社協では、市内に、ふれあいサロンが200か所、子ども食堂が9か所あり、運営支援により、多世代が福祉に触れる場を維持しています。

一方で、サロン数の減少や担い手の固定化・高齢化が進行しており、SNSを活用した若年層への周知や、異分野交流を通じた新たな担い手の育成が急務となっています。

今後は、多世代が参加しやすい居場所づくりを進めるとともに、持続可能な運営体制の構築が求められます。

○活動目標 5 地域福祉活動の情報発信

回覧板や地域の会議の場を活用した情報発信では、59%の方が「はい」と回答しており、伝統的な媒体（回覧板など）を通じた地域内での情報発信は一定程度機能しています。

市社協では、活動の認知拡大のため、社協だよりを年3回発行し、ホームページを140回更新（令和6年度）しました。また、市社協の事業をわかりやすくするため、令和7年度に社協パンフレットのリニューアルを行いました。さらに、Facebookや公式LINEの運用を進めていますが、ボランティアセンターの登録者数は、Facebookが123人、LINEが83人となっています。

今後の方向性として、情報の更新頻度やSNSごとの特性に応じた記事作成を統一し、リアルタイムかつ実用的な情報発信へと改善を図る必要があります。

○活動目標 6 福祉にふれるきっかけづくり

地域福祉活動に参加し、福祉にふれる機会を増やしていることについて、69%の方が「はい」と回答しており、参加を通じて福祉への理解を深めることは概ねできています。

市社協では、教育機関との連携により、市内14小学校・1中学校で58回の福祉学習を実施しました。延べ2,523人が参加するなど、教育・啓発事業で一定の成果を上げています。

今後の方向性として、福祉に関心の低い層や企業等へのアプローチを強化し、参加者が固定化しないような魅力あるプログラムの開発が求められます。

以上のことから、第2次総社市地域福祉活動計画では、一定の成果がみられる一方で、担い手の広がりや多分野連携など、今後さらに強化すべき課題も明らかになりました。

○総括

第2次総社市地域福祉活動計画では、「みんなの幸せを叶え やさしさでつながるそうじゃ」を基本理念に掲げ、地域住民一人ひとりの福祉への関心や意識を高め、支え合いのある地域づくりを進めてきました。

その結果、日常のあいさつや声かけ、見守りといった身近な関わりは一定程度定着し、福祉委員活動や地区社協活動、ボランティア活動などを通じて、地域福祉を支える土台は着実に築かれてきました。また、各種相談支援事業や関係機関との連携体制についても、継続的な取組みが進められてきました。

一方で、こうした「関心」や「気づき」が、地域の強みや社会資源を活かした具体的な助け合いの仕組みや、担い手の広がりへと十分につながっているとは言い難い状況も見られました。支援が必要な人を把握した後の相談支援機関へのつなぎや、専門職と連携した課題解決の仕組みについては、地域側の戸惑いや負担感が残っています。

また、地域活動の担い手の固定化・高齢化、若い世代や現役世代の参画の少なさ、情報発信が参加や継続的な関わりにつながりにくい点などが、第2次計画を通じて明らかとなりました。

第3章 計画策定の経過

1. 総社市地域福祉活動計画策定委員会の設置

本会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき、地域代表・関係団体・行政・学識経験者から構成する「総社市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けて審議・調査を行いました。また、第1回、第2回を第2次総社市地域福祉活動計画評価委員会として評価を行いました。

| 回数 | 日程 | 内容 |
|-----|------------------|--|
| 第1回 | 令和7年 9月10日(水) | <ul style="list-style-type: none">・自己紹介・委員長の選任及び副委員長の指名・本会会長からの諮問・計画策定の趣旨説明 (協議事項)・計画策定のスケジュールについて・第2次総社市地域福祉活動計画評価方法について |
| 第2回 | 12月16日(火) | <p>(報告事項)</p> <p>○第2次総社市地域福祉活動計画評価報告</p> <ul style="list-style-type: none">・地域福祉に関する意識調査について (みんなのできること)・本会での内部評価ワーク(市社協に求められる役割) <p>(協議事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・第2次総社市地域福祉活動計画評価について |

| 回数 | 日程 | 内容 |
|-----|------------------|--|
| 第3回 | 令和8年 2月12日(木) | (協議事項) ○第3次総社市地域福祉活動計画策定について ・章立て(案)について ・活動目標(案)について ・評価方法(案)について |
| 第4回 | 3月24日(火) | ・第3次総社市地域福祉活動計画の概要について ・策定委員会からの答申 |

■ 策定委員会の様子



第1回：風早会長から岩満委員長へ
 へ諮問書を交付



第1回：岩満委員長による計画
 策定に向けた講話



第2回：第2次総社市地域福祉活動
 計画評価に向けた個人
 ワーク



第2回：第2次総社市地域福祉活
 動計画評価についての委
 員からのご意見



第3回：第3次総社市地域福祉活動計画策定に向けた活動目標についてのご意見



第4回：第3次総社市地域福祉活動計画についてのご意見

第4回：答申書の交付
(風早会長と岩満委員長)

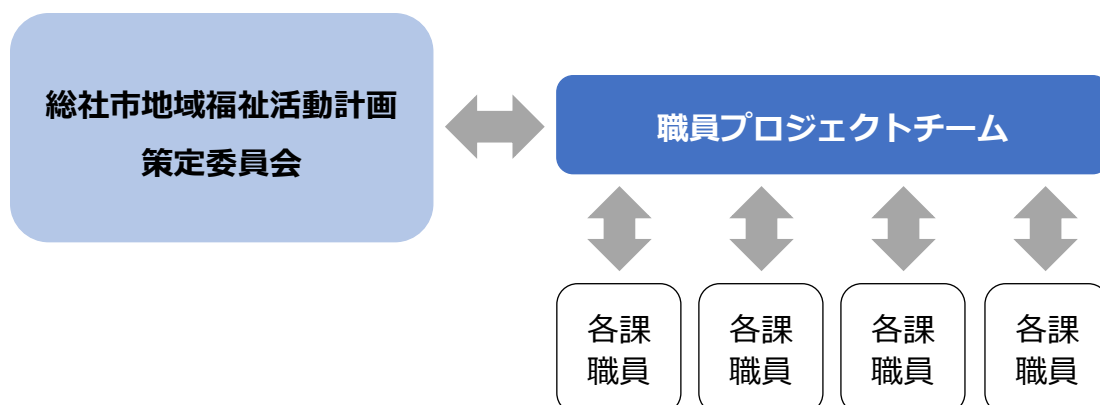
2. 職員プロジェクトチームの設置

効率的かつ効果的に計画策定を進めていくために、各課・係横断的な職員プロジェクトチーム（地域福祉活動計画PT）を設置し、組織全体への周知や地域課題の整理、計画素案作成等の作業を行いました。

| 回数 | 日程 | 内容 |
|----|------------------|---|
| 1 | 令和7年 6月16日(月) | <ul style="list-style-type: none"> ・本プロジェクトチームについて ・策定委員会 委員委嘱について ・計画策定スケジュールについて |

| 回数 | 日程 | 内容 |
|----|-------------------|---|
| 2 | 7月 1日 (火) | ・第2次総社市地域福祉活動計画評価について |
| 3 | 7月16日 (水) | ・地域福祉に関する意識調査について (みんなのできること) |
| 4 | 7月30日 (水) | ・本会での内部評価ワーク (市社協に求められる役割) |
| 5 | 8月20日 (水) | ・第1回策定委員会について |
| 6 | 9月19日 (金) | ・第2回策定委員会のふりかえり ・評価実施スケジュールについて |
| 7 | 11月11日 (火) | ・第2次総社市地域福祉活動計画評価報告について |
| 8 | 12月 1日 (月) | ・評価協議の進め方について |
| 9 | 12月 8日 (月) | ・第2回策定委員会について |
| 10 | 令和8年 1月26日 (月) | ・第3次総社市地域福祉活動計画について ・章立て (案) について |
| 11 | 2月 5日 (木) | ・活動目標 (案) について ・評価方法 (案) について ・第3回策定委員会について |
| 12 | 3月 2日 (月) | ・第3回策定委員会のふりかえり ・第3次総社市地域福祉活動計画について |
| 13 | 3月17日 (火) | ・第4回策定委員会について |

3. 計画策定の体制



第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

第2次総社市地域福祉活動計画 基本理念

みんなの幸せを叶え やさしさでつながるそうじゃ

基本理念は、計画の土台となる基本的な方針や目標であり、計画を進めていくうえで、今後変わらず地域全体で共有する「スローガン」となるものです。

第2回策定委員会での基本理念制定に向けたグループワークの意見を基に、地域福祉計画の基本理念「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」と整合性を図り、「みんなの幸せを叶え やさしさでつながるそうじゃ」とします。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、「幸せ」「つながり」「やさしさ」をキーワードに、以下の3つの基本目標を定めます。

【基本目標1】幸せに暮らせる地域を創ろう

住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう、「助け合い」「支え合い」のある住民主体の地域づくりを推進します。また、あらゆる困りごとや相談に対して、適切な支援やサービスにつなげることができる支援体制の構築をめざします。

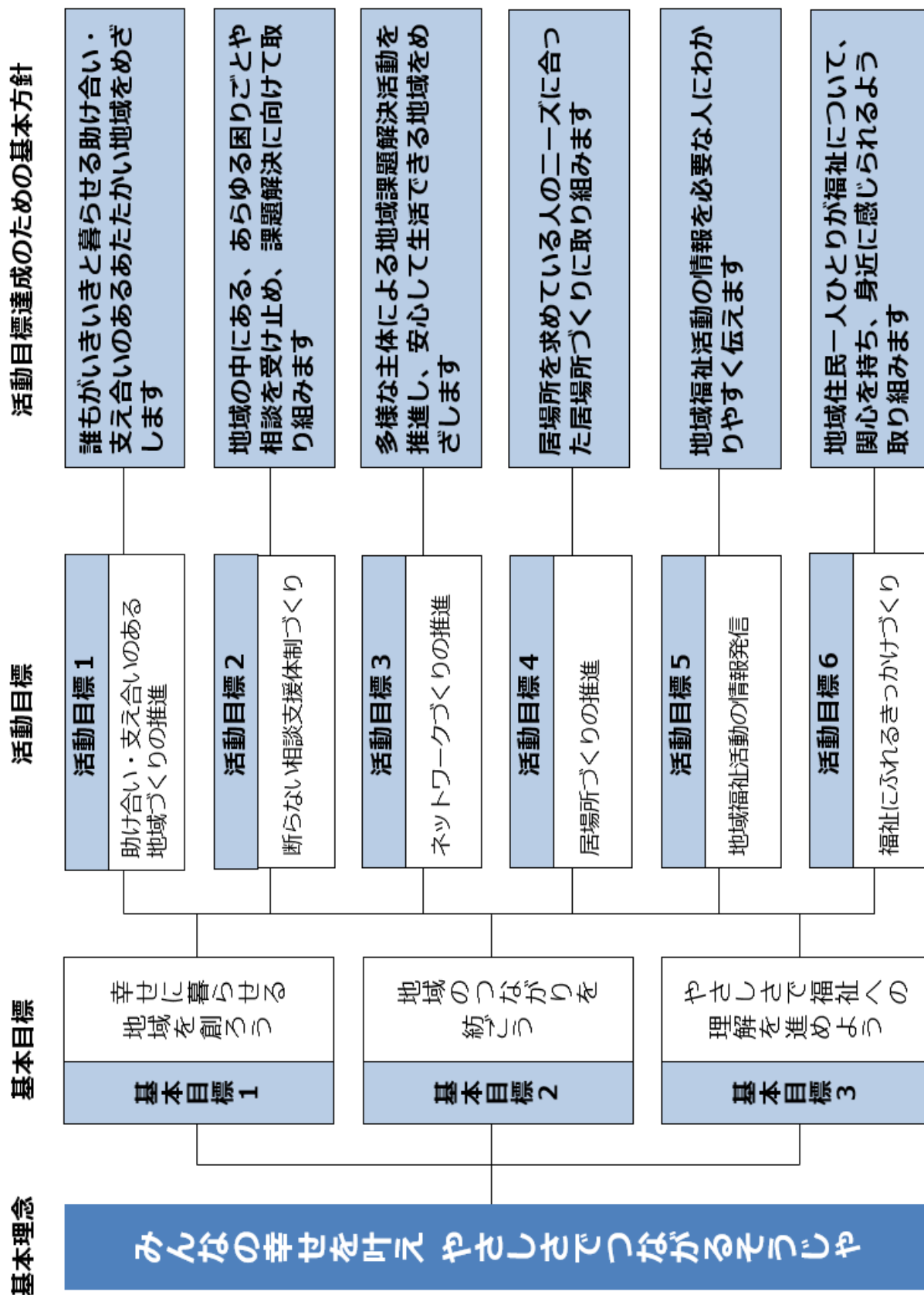
【基本目標2】地域のつながりを紡ごう

分野を超えた人や団体とつながり、多様な地域課題の解決につなげます。また、身近な地域で地域住民同士がつながることができる交流の場や居場所の充実をめざします。

【基本目標3】やさしさで福祉への理解を進めよう

誰もが福祉を身近に感じられるよう、情報発信を充実するとともに、地域福祉活動への参加や福祉学習の機会を通じて、地域住民一人ひとりの福祉意識の向上をめざします。

3. 計画の体系図



4. 第3次総社市地域福祉活動計画の方向性（改定の考え方）

本計画は、第2次計画で培われてきた地域への関心や日常の気づきを大切にしながら、それらを具体的な行動や仕組みへとつなげ、地域の中に定着させていく段階として位置づけます。

地域に暮らす一人ひとりが地域の一員としての意識を持ち、支え合いの必要性を共有しながら、役割や関わりしろを明確にし、身近な気づきが助け合いや相談につながる仕組みづくりを進めます。

また、地域だけで抱え込まず、専門職や関係機関と連携しながら課題解決を図る体制を整えるとともに、市社協は既存事業を基盤に、地域住民とともに考え、伴走し、つなぐ役割を担います。

本計画は、支える側・支えられる側に分かれることなく、日常の関わりを通じてともに地域をつくる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

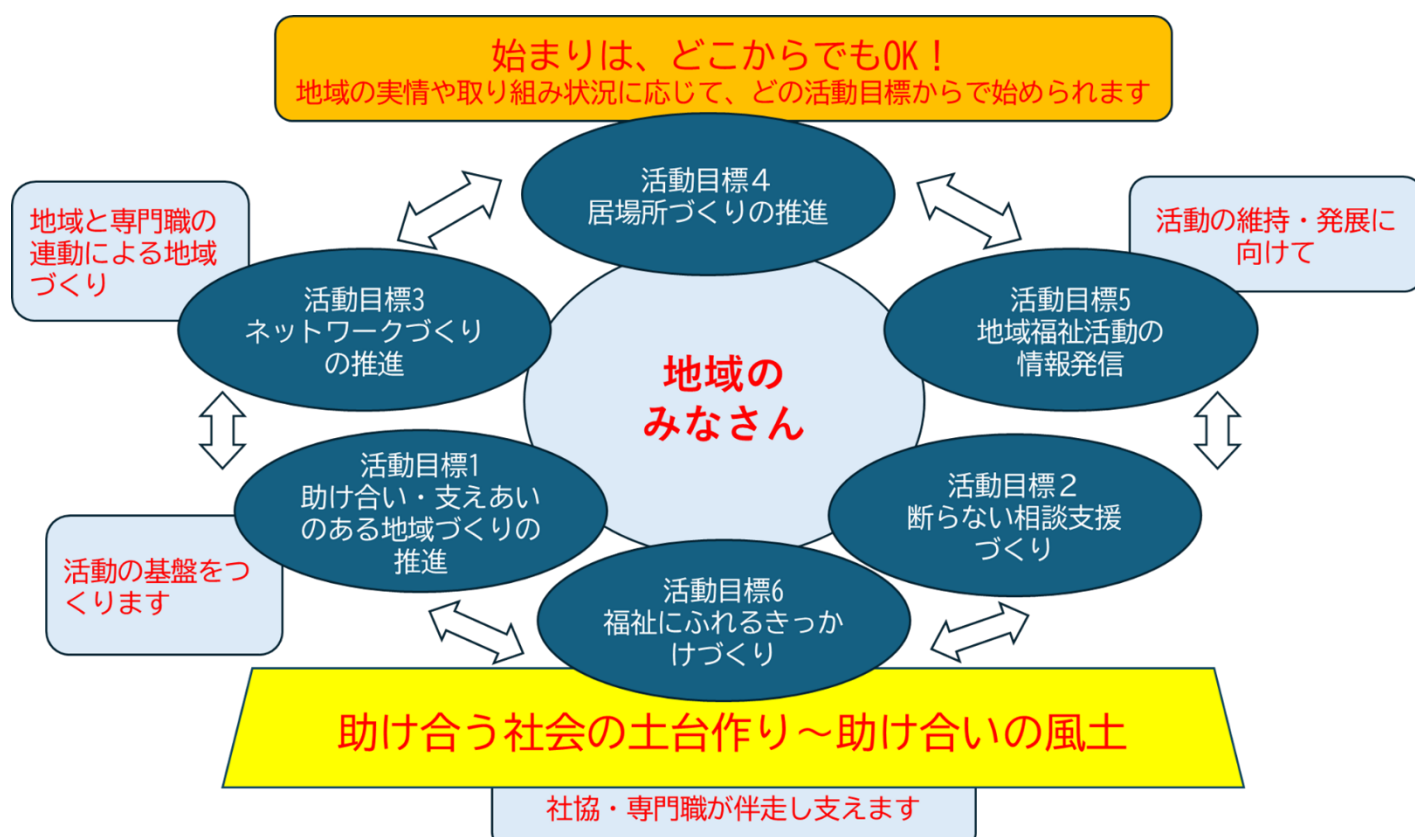
5. 第3次総社市地域福祉活動計画と活動目標のつながり

本計画における「みんな」とは、地域に関わるさまざまな人や団体のことを表します。具体的には、地域住民をはじめ、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域づくり協議会、ボランティア、NPO、企業、学校、関係機関などが含まれます。

地域福祉の取組は、活動目標や内容によって関わる主体が異なります。そのため、「みんな」とは、すべての人が同じ取組に関わることを意味するものではなく、それぞれの立場や関わり方に応じて参加していくことを大切にする考え方です。

本計画は、新たな取組を一律に求めるものではなく、地域の中にすでにある関わりや活動を大切にしながら、それらがつながり、広がっていくことを目指します。

そのため、本計画では、活動目標に優先順位を設けず、地域の実情に応じて、どの活動からでも取組むことができるものとしています。

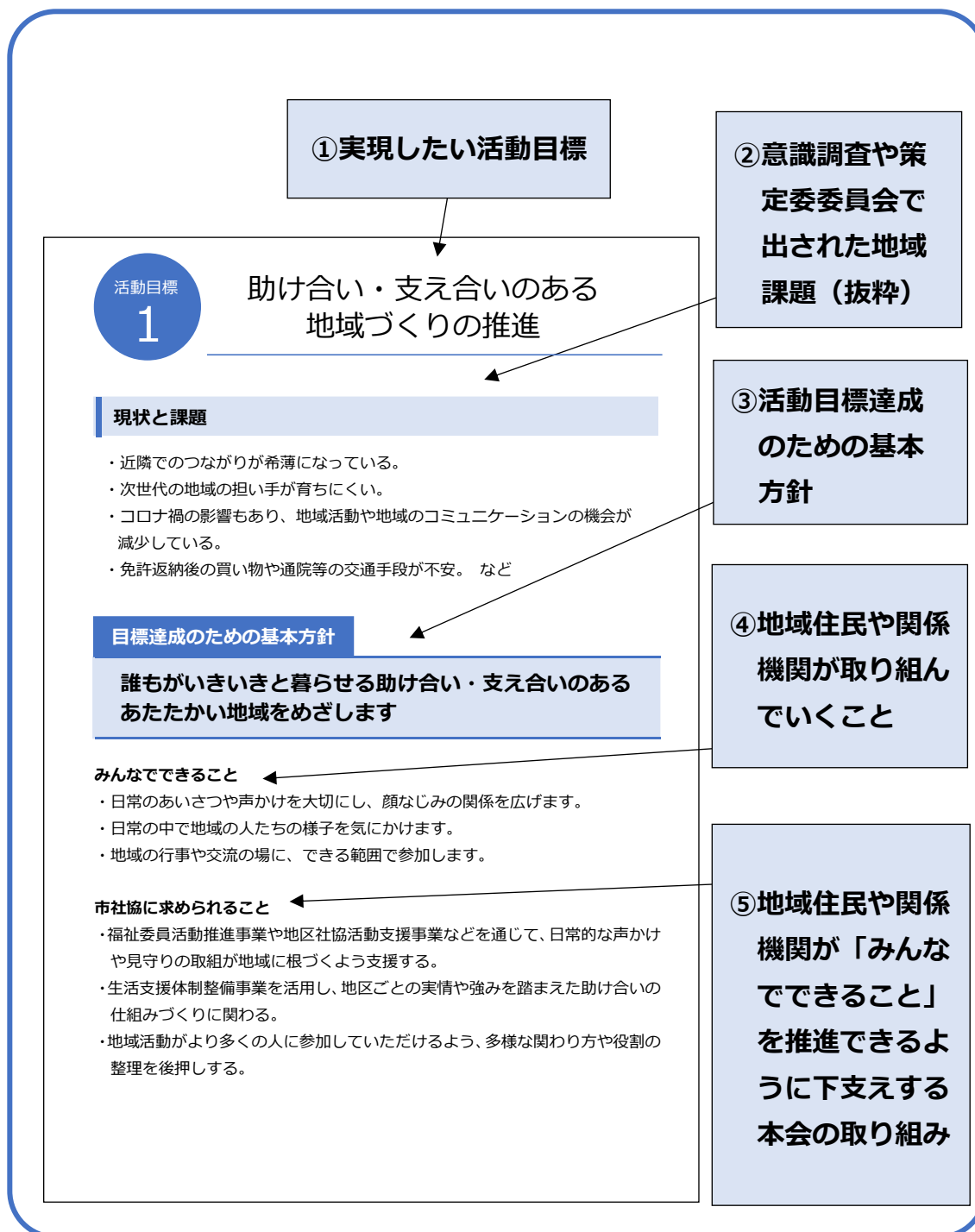


助け合う地域づくりのイメージ図

6. 活動目標

基本目標の下に6つの活動目標を定め、地域住民や関係団体とともに地域福祉の推進に向けたさまざまな取り組みを展開していきます。

■ 活動目標ページの見方（例）



活動目標

1

助け合い・支え合いのある 地域づくりの推進

現状と課題

- ・近隣でのつながりが希薄になっている。
- ・次世代の地域の担い手が育ちにくい。
- ・コロナ禍の影響もあり、地域活動や地域のコミュニケーションの機会が減少している。
- ・免許返納後の買い物や通院等の交通手段が不安。 など

目標達成のための基本方針

**誰もがいきいきと暮らせる助け合い・支え合いのある
あたたかい地域をめざします**

みんなのできること

- ・日常のあいさつや声かけを大切にし、顔なじみの関係を広げます。
- ・日常の中で地域の人たちの様子を気かけます。
- ・地域の行事や交流の場に、できる範囲で参加します。

市社協に求められること

- ・福祉委員活動推進事業や地区社協活動支援事業などを通じて、日常的な声かけや見守りの取組が地域に根づくよう支援する。
- ・生活支援体制整備事業を活用し、地区ごとの実情や強みを踏まえた助け合いの仕組みづくりに関わる。
- ・地域活動がより多くの人に参加していただけるよう、多様な関わり方や役割の整理を後押しする。

断らない相談支援体制づくり

現状と課題

- ・相談窓口の情報が地域住民に行き届いておらず、どこへ相談してよいかわからない人がいる。
- ・地域と相談支援機関がつながり、相談者がたらい回しにならないような相談体制の構築が必要。
- ・広報誌、ホームページ、SNS（インターネット上の交流の場）等による相談窓口の周知が不十分。 など

目標達成のための基本方針

地域の中にある、あらゆる困りごとや相談を受け止め、解決に向けて取り組みます

みんなのできること

- ・気になる人がいれば、様子を見守ったり、無理のない声かけを行います。
- ・一人で抱え込まず、相談できる先があることを伝えます。
- ・困りごとを見かけたときに、つなぐことをためらわない雰囲気をつくります。

市社協に求められること

- ・生活困窮支援センター事業、ひきこもり支援センター事業、障がい者千五百人雇用センター事業、障がい者基幹相談支援センター事業、権利擁護センター事業などを通じて、分野や制度にとらわれず相談を受け止める。
- ・多機関協働事業を活用し、相談が適切な支援につながるよう関係機関との連携・調整を行う。
- ・地域住民や福祉委員が安心して相談やつなぎを行えるよう、相談支援の考え方を共有する。

ネットワークづくりの推進

現状と課題

- ・福祉ニーズの複合化・複雑化により制度の対象にならない人がいる。
- ・地域、高齢、障がい、権利擁護など分野ごとのネットワークは構築されているが、横のつながりが薄い。
- ・他の団体がどのような活動をしているのかわからない。
- ・単独の団体では行える事業に制限がある。 など

目標達成のための基本方針

多様な主体による地域課題解決活動を推進し、安心して生活できる地域をめざします

みんなのできること

- ・地域の人や団体の強みを活かす視点を持ちます。
- ・地域の中でできることを、関係者と共有します。
- ・地域のことについて話し合う機会を大切にします。

市社協に求められること

- ・CSW（コミュニティソーシャルワーク）活動や生活支援体制整備事業（協議体・部会）などを通じて、対話の場づくりを支える。
- ・ふくしネットそうじやの事務局として、地域や団体の強みが活かされるよう、つなぎ役・調整役を担う。
- ・ネットワークが話し合いにとどまらず、具体的な取組につながるよう後押しする。

居場所づくりの推進

現状と課題

- ・運営する人や担い手が不足している。
- ・居場所によっては、参加できる人が決まっている。
- ・多世代で交流できる場が少ない。
- ・こども食堂がない地域もある。
- ・気軽にいつも集える場所が少ない。 など

目標達成のための基本方針

居場所を求めている人のニーズに合った居場所づくりに取り組みます

みんなのできること

- ・世代、国籍、ジェンダーを問わず、関わりやすい場づくりを心がけます。
- ・オンライン上も含め、多様な居場所のあり方を尊重します。
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える場に参加します。
- ・無理のない範囲で、地域活動に関わります。

市社協に求められること

- ・地区社協活動支援事業（サロン・交流事業等）や地域食堂（子ども食堂）推進事業などを通じて、誰もが関われる居場所づくりを支援する。
- ・ボランティア養成講座・体験事業や子ども福祉委員活動を通じて、地域活動に参加しやすいきっかけをつくる。
- ・担い手が無理なく関われるよう、役割の整理や関係づくりに配慮する。

地域福祉活動の情報発信

現状と課題

- ・ボランティアに興味はあるが情報が少ない。
- ・地域福祉活動の内容や参加の方法がわからない。
- ・市社協の具体的な事業内容がわからない。
- ・一人暮らし世帯や外国人世帯など情報が届きにくい人が増加している。
- ・情報発信の手段が多様化している。 など

目標達成のための基本方針

地域福祉活動の情報を必要な人にわかりやすく伝えます

みんなのできること

- ・広報誌や回覧板、掲示物、チラシなどに目を通します。
- ・地域の活動や取組を、身近な人に伝え合います。
- ・それぞれの参加の仕方を尊重し、周囲の人の参加につなげます。

市社協に求められること

- ・社協だより、ホームページ、SNS 等による広報を通じて、地域福祉活動の内容が分かりやすく伝わるよう発信する。
- ・ボランティアセンター運営事業などを通じて、情報が参加や関わりにつながるよう調整を行う。
- ・住民が自分に合った関わり方を選べるよう、選択肢を示す。

福祉にふれるきっかけづくり

現状と課題

- ・ 10代、20代の福祉に対する関心が低い。
- ・ 地域福祉活動の内容や参加の方法がわからない。
- ・ 福祉について、限られた人が取り組むイメージがある。
- ・ 福祉を理解する場が不足している。
- ・ 福祉 = 高齢者に対するものというイメージがある。 など

目標達成のための基本方針

地域住民一人ひとりが福祉について関心を持ち、身近に感じられるよう取り組みます

みんなのできること

- ・ 行事や身近な活動を通じて、福祉にふれる機会に参加します。
- ・ 見たり聞いたりすることから、地域との関わりを始めます。
- ・ 子どもたちと共に、命の大切さや人と関わることの大切さ・楽しさを伝え、学びあいます。

市社協に求められること

- ・ 福祉教育・体験事業や地域行事への参画・連携などを通じて、日常の中で福祉にふれられる機会づくりを支える。
- ・ 地域食堂（子ども食堂）等の身近な取組と連動し、子どもや若者を含めた幅広い世代が関心を持てる入口を意識する。
- ・ 継続した参加や担い手につながる流れを大切にする。

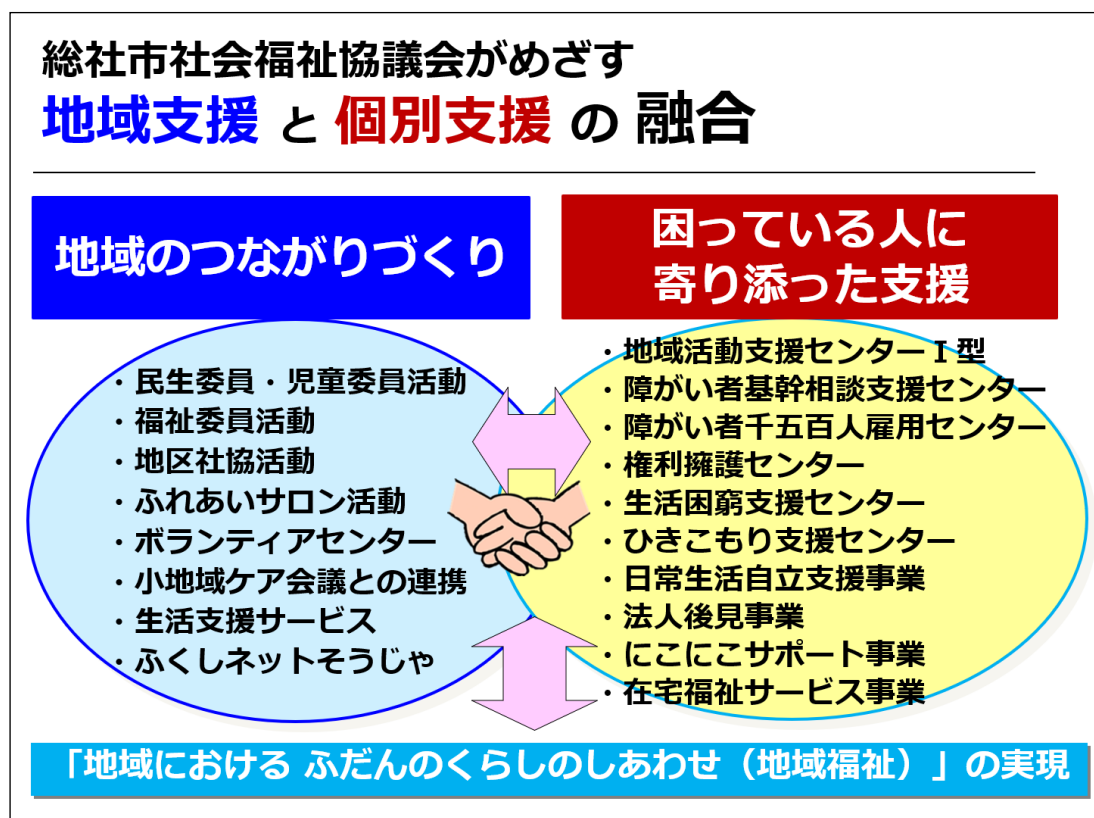
第5章 計画の推進体制

1. 本会の推進体制

本計画を着実に推進していくために、本会職員が実践する社協活動の根幹は、「地域住民とともに」です。①声を聴き ②ともに考え ③ともに動き ④ともに支えるという社協活動4つの原則のもと、地域住民の暮らしに寄り添った支援を進めます。

また、職員の専門性や組織体制（総務企画課、地域共生推進課、相談支援課、在宅福祉課）を活かした相互連携により「あらゆる相談を受け止める」ことができる横断的で一体的な体制整備に努めます。

そして、職員一人ひとりの姿勢から組織全体の強みへと成長する中で、「困っている人に寄り添った支援（個を支える相談支援）」と「地域のつながりづくり（個を支える地域づくり）」の融合により「地域における ふだんの暮らしのしあわせ（地域福祉）」の実現をめざします。



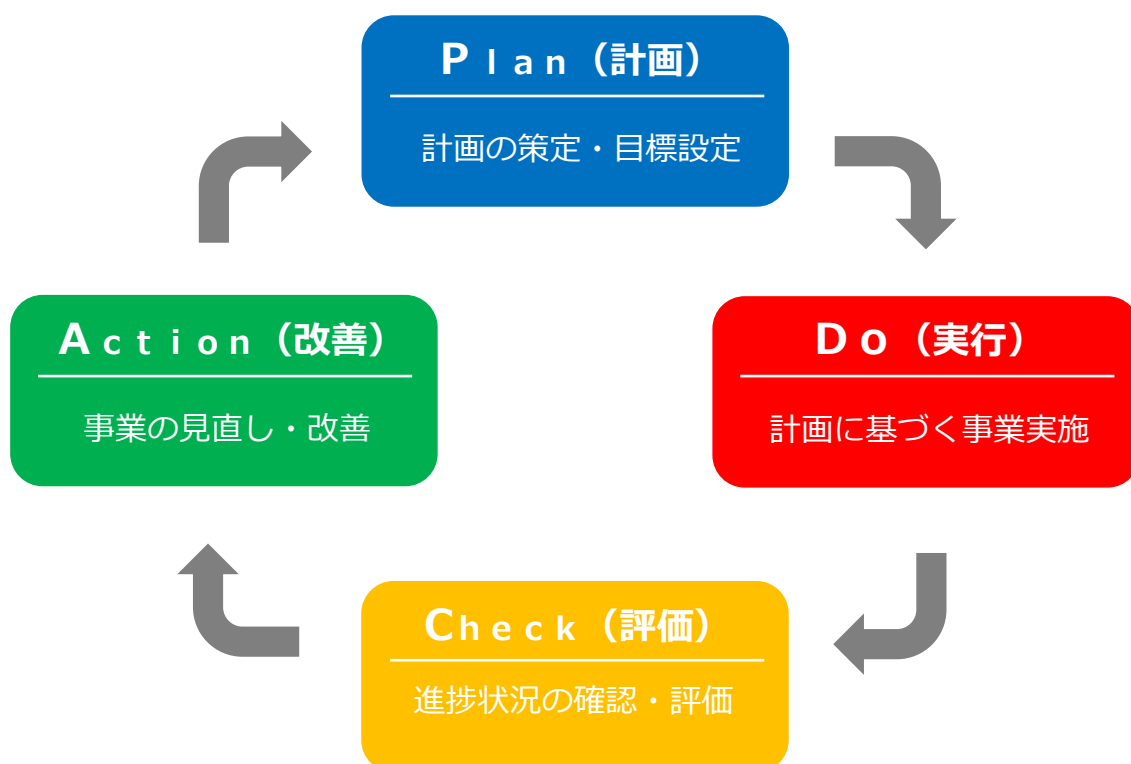
2. 計画の周知

本計画の推進には、地域住民一人ひとりの参加と活動が不可欠です。計画内容を広く地域住民に周知するため、本会の広報誌やホームページ等への掲載、各種研修会や会議などさまざまな機会を通じて広報します。また、関係機関・団体へ計画書を配布し、理解と協力、協働を求めています。

3. 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理

本計画の進捗状況の管理については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に確認・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき行います。



(2) 評価の基本的な考え方

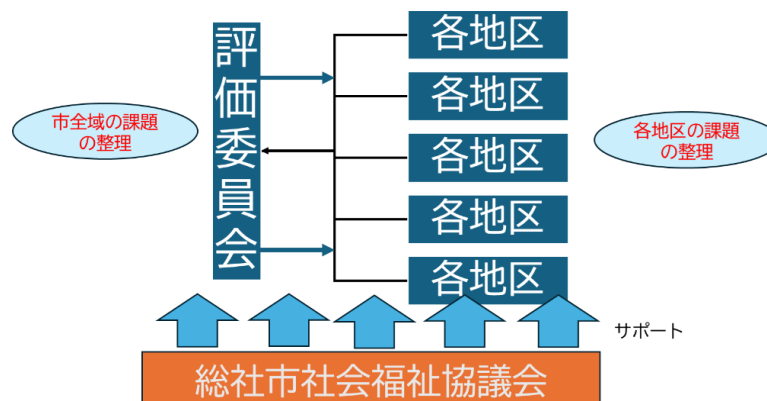
第3次地域福祉活動計画では、「地域共生社会」の実現を目指し、地域に暮らす一人ひとりが当事者として関わり合うことを重視しています。そのため、本計画における評価は、事業の実施回数や数値目標の達成状況を確認するものではなく、地域の中でどのような関わりや変化が生まれているかを振り返ることを目的とします。

地域福祉は成果が数値として表れにくく、地区ごとに背景や状況も異なります。そこで本計画では、地域の実感を共有しながら振り返る『対話型の評価』を行います。

(3) 評価の主体と役割

本計画の評価は、総社市地域福祉活動計画評価委員会（仮称）を設置し、各地区（地区社会福祉協議会など）の意見を取り入れながら実施します。

市社協は、評価を行う主体ではなく、評価委員会の事務局として、地区の振り返りを支援し、地域の実情や取組状況を多面的に確認・整理・共有します。これにより、計画全体の進捗を確認しながら、地域福祉の取組を継続的に見直し、発展につなげていきます。



(4) 今後のスケジュール

令和 8 年度：各地区へ社協職員が計画の周知を行う。その際に、把握した地域の現状や声を共有する。

令和 9 年度：地域や社協の取組の進捗を確認する。

令和 10 年度：中間評価

令和 12 年度：最終評価

資料編

・総社市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 委 員 長 | 岩満 賢次 | 岡山県立大学保健福祉学部現代福祉学科 |
| 副委員長 | 川田 一馬 | 総社市民生委員児童委員協議会 |
| 副委員長 | 長谷川須美代 | 総社市福祉委員協議会 |
| 委 員 | 徳永 たま江 | いきいきシニア総社（総社市老人クラブ連合会）女性委員会 |
| 委 員 | 小原 章弘 | 総社市地域自立支援協議会 |
| 委 員 | 成松 理砂 | NPO 法人 保育サポート あい・あい |
| 委 員 | 守安 伸聡 | ふくしネットそうじゃ (総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会) |
| 委 員 | 松田 勝美 | 総社市ボランティア連絡協議会 |
| 委 員 | 古家野 勇 | 総社市コミュニティ地域づくり協議会 |
| 委 員 | 高山 和成 | 一般社団法人 ON-DO |
| 委 員 | 森脇 孝子 | 総社中央地区社会福祉協議会 |
| 委 員 | 乗金 勲 | 阿曾地区社会福祉協議会 |
| 委 員 | 浅沼 弘 | 昭和地区社会福祉協議会 |
| 委 員 | 横田 優子 | 総社市保健福祉部 |
| 委 員 | 江口 真弓 | 総社市教育部 |

(任期：令和7年7月1日～令和8年3月31日)

・本会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この委員会は、社会福祉法人総社市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長の諮問に応え、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定されている社会福祉協議会の主たる事業である「地域福祉の推進」を図るため、総社市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的とする。

(名 称)

第2条 この委員会は、総社市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(構 成)

第3条 この委員会は、次の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 本会役員
- (2) 行政・教育関係者
- (3) 関係専門機関・団体
- (4) 地域代表
- (5) 学識経験者

2 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

3 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 委員会は、委員長が必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門研究部会)

第6条 委員会が所掌する事項について、必要な調査・研究を行うため、委員会の補助機関として専門研究部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正は、令和4年7月1日から施行する。

第3次総社市地域福祉活動計画

(令和8年度～令和12年度)

発行：令和8年3月

編集：社会福祉法人 総社市社会福祉協議会

〒719-1131 総社市中央一丁目1番1号

電話：0866-92-8552 FAX：0866-94-0089